

【機密性2(取扱制限)】

質問No.	質問	回答
1	再委託をする場合、再委託先の旅費・人件費は再委託費として計上するのか。 また人件費について、役員は対象になるか。 再委託費の割合に指定はあるか。	再委託者の旅費・人件費は、再委託費として扱う。 旅費については、採択後に実施計画書を提出する際に修正することが可能ですので、応募段階では計画に合わせた概算とする。 役員の人件費について対象とする。 再委託の割合は、100%は認めていない。事業の必要性や効果を踏まえて審査対象とする。
2	再委託費の割合の制限はあるか。	100%再委託は認めていない。 再委託する業務の範囲・必要性を鑑み、最終的に判断する。
3	【3.事業の内容について】 外部有識者について、外部から引き込まなければならないか。	そのエリアや内部では不足している知見やスキルを有している外部の有識者を引き込んでいただくことを想定している。 既に、外部の有識者を引き込んでいる場合はその旨を記載いただきたい。
4	【2.事業の主旨について】 スポーツのみならず、コンサートやMICEやの利用も含める記載があるが、構想・計画を策定するにあたり、スポーツ興行の割合の基準等はあるか。	明確な基準は設けていない。そのエリアの特性・状況に応じて、効果的なスタジアム・アリーナの活用を検討いただきたい。
5	【3.事業の内容について】 外部有識者について、申込段階で特定の候補者を挙げる必要があるか。	提案段階で可能な範囲で、氏名や役割等を記載いただき審査対象とする。
6	企画提案書の様式以外の書類を使用してもよいか。	基本的には、指定の企画提案書の様式を用いて作成いただきたい。別添書類が必要な場合ppt等を用いることは可能である。ただし、別添も含め原則15枚以内とする。
7	民設民営事業を予定しているが、公募対象となるか。	ご認識の通り対象となる。
8	【5.公募対象について】 公募対象として「スタジアム・アリーナ整備の実施主体となることが予定された団体」と記載されているが、例えば、これからSPCを組成し実施主体となることを予定している場合、どのように応募すべきか。	応募段階で既に組成されている、かつ現時点で整備の実施主体となる団体で応募いただく。
9	＜補助事業経費＞ 1) 経費予定額は、右欄の「経費予定額」には税抜で記載し、「消費税相当額」欄に消費税額のみ記載、最下段の「合計」は税込額を記載する認識でよいか。	経費予定額には、“税込み”で記載いただく。「消費税相当額」欄には、人件費等の不課税経費×10%の金額、その他インボイス影響額を記載し、合計はそれら税込み費用の総額を記載いただく。
10	上記9の場合、「再委託費」には税抜額を記載して「消費税相当額」は他費目と合算して計上したうえで、次ページの＜再委託業務経費＞の合計欄には税込額を記載する認識でよいか。	「再委託費」も税込み価格を記載いただく。

【機密性2(取扱制限)】

質問No.	質問	回答
11	「旅費」のうち、「滋賀⇔東京」での移動以外に、全国各地の先進アリーナ視察を予定しており、視察場所が未定の場合、「滋賀⇔全国」といった内訳で概算予定額を記載する形でよいか。	想定している場所・視察したい場所が未定の場合、「滋賀⇔国内各地」と記載し、「単価（平均と思われる価格）×回数」で算出いただく。ただ、審査（面接審査含む）の過程で、先進アリーナ視察の目的や何を参考にするのか等が問われる可能性があるため、もし想定されている場所があるのであれば、具体的に記載いただくのが望ましい。事業を進めていく中で、予算の範囲内で視察先が変わる分には問題ない。
12	通常の委託費であれば、不課税ではないという認識であるが、＜再委託業務経費＞の人件費は、A不課税経費にあたるのか、BCにあたるのか。	人件費は、A不（非）課税経費とするため、こちらに人件費の消費税分を記載いただく。
13	事業規模の上限が14,387千円とあるが、これは申請時の経費予定額とイコールなのか、最終的な申請額の上限のどちらか。申請時点の経費予定額は、この上限を超えていても問題ないか。	申請時の経費予定額とイコールとなる。（予算規模が大きいほどその分充実した業務ができるということに繋がるため、申請時点で上限額を超える提案は審査の対象にはならない。）上限額の範囲内で契約を締結し、事業を進める中でその契約金額を超える費用が発生してしまった場合は、自己調達で補ったという整理ができるが、申請時点では上限額の範囲内で契約したい金額を経費予定額として提案いただく。
14	評価基準の配点について、「1 事業実施主体に関する評価」「2 事業内容に関する評価」「3 その他」それぞれで12項目あるため、各5点満点の合計60点満点という認識でよいか。	ご認識通りの配点となる。
15	スタジアム・アリーナ建設に関する評価項目について、「3. 顧客・利用者の把握と情報提供（1）スタジアム・アリーナの具体的な利用方法や用途を的確に想定するため、当該スタジアム・アリーナの顧客や利用者等を把握するための調査等を実施しているか。」このような表記があるが、提案時点では調査等は実施している必要はないという認識で間違いはないか。	ご認識の通り、提案時点で調査等の実施は必要ない。